

令和3年度

成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業実施法人

公募要領

令和3年6月

厚生労働省

## 1. 総則

成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業実施要綱(令和3年6月21日付薬生発0621第3号)に基づく事業を実施する法人の公募については、この要領に定めます。

## 2. 提出書類等

### (1) 提出書類、部数及び提出方法

事業応募書(別紙様式)を作成し、書面により、以下のア～カを各1部、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課へ提出してください(郵送)。

また、ア～カの電子媒体を厚生労働省医薬・生活衛生局総務課へ提出してください(メール)。なお、電子媒体のファイル名は各ファイルがア～カのどれに該当するかがわかるようにしてください。

ア 事業応募書

イ 令和3年度成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業実施計画書(案)

ウ 令和3年度成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業積算内訳書(案)

エ イの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

オ ウの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

※申請者欄だけでなく、事業実施者名や地域名等の応募者を特定可能な情報は全て黒塗りしてください。

カ 法人の場合、法人の概要や経歴、定款(又は規約)、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料

### (2) 提出期限

令和3年7月16日(金)正午 必着

## 3. 交付予定額

以下の金額を目安に、令和3年度成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき決定された金額を交付します。

750千円

## 4. 応募事業の審査

本事業の採択については、医薬・生活衛生局総務課において、応募要件(添付の実施要綱の第2を参照してください。)に該当する旨を確認した後、当省に設置する令和3年度成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築

推進事業選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて定めた審査基準に基づき、審査委員会が以下の審査手順により、8事業実施者を目安として採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

## （1）審査手順

### ア 書類審査

審査委員会により、下記（2）の審査項目に基づき書類審査を実施します（提出書類については、上記2.（1）の提出書類、部数及び提出方法を参照してください。）。

### イ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、応募者に対してヒアリング審査を実施します。

### ウ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、事業を採択します。

## （2）審査項目

以下のア～ウの事項において、総合的に優れている事業を採択します。

### ア 応募者の実施体制について

- ・ 事業を実施する体制（組織等）を明確にしているか。
- ・ 本事業終了後、課題解決に向けた取組みを実施するための体制を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 医師をはじめとする多職種、他機関との連携協議体等の場を具体的に示しているか。

### イ 実施予定の事業内容について

- ・ 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針について（令和3年2月9日付け閣議決定）」等の厚生労働省の施策に即しているか。
- ・ 実施予定の事業スケジュールは実現可能なものとなっているか。
- ・ 事業実施者として、事業を実施する地域の課題を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 事業を実施する地域の課題解決のために必要な事業内容としており、当該内容を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 単に形式的な窓口の設置、研修会の実施及び啓発資材の配布のみの事業ではなく、「事業実施地域において事業後も継続的に小児薬物療法について専門性の高い薬剤師の養成や医療機関等と薬局との連携

体制構築の効果が期待できるか」ということを明確かつ具体的に示しているか。

- ・ 事業の効果を評価できる指標を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 次年度以降、事業実施地域内において、どのように広く事業展開していくかということをも明確かつ具体的に示しているか。

ウ 事業の周知方法及び成果等について

- ・ 「事業の実施に際して、地域の医療関係者、住民等に対し、どのように事業を広く周知するか」を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「本事業の実施成果について、他の地域や関連団体等が類似の取組を実施可能となるように、横展開の方法を検討すること」を明確かつ具体的に示しているか。

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募した者に対して通知する予定です。

なお、補助金については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

5. 留意事項

- (1) 本事業の事業応募書等の作成にあたっては、別添の交付要綱（案）及び実施要綱を参照してください。
- (2) 本事業の開始日は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日となり、本事務連絡で依頼する事業応募書等の作成のために支出した経費は補助の対象外となるので、留意してください。
- (3) 本事業は、原則精算払いとなるので、留意してください。

6. 応募・審査スケジュール

7月16日（金）正午 各事業実施者からの提出締め切り

※応募書の提出を予定する場合は、その旨について、令和3年7月9日（金）までに厚生労働省医薬・生活衛生局総務課宛連絡（電話、FAX、メール等）をお願いします。

8月中旬 国において審査

9月上旬 国から基準額通知の発出（内示）

9月下旬 交付申請書の締め切り

10月中旬 交付決定

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

7. 提出先・照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

川上（内線 4264）kawakami-takahiro.1f0@mhlw.go.jp

※問合せ時間は、平日の午前 9 時 30 分～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）とします。